

事 務 連 絡
令和7年9月30日

エレベーター関係団体 殿

国土交通省住宅局建築指導課
建築物事故調査・防災対策室

エレベーター用巻上機のシーブ脱落事故防止について

日頃より建築行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、東京都内において、エレベーター用巻上機のシーブが脱落し、非常停止した際にかご内の利用客が負傷する事故が発生しました。

本事故は、直前にシーブのガタつきや、かごの着床位置がずれる等の不具合が発生しており、保守点検業者から建物の管理会社にシーブの交換を提案していましたが、シーブを交換する前にベアリングワッシャーが欠損しシーブを抑えているナットが緩んで脱落したため、シーブにガタつきが発生してから早期にシーブ脱落に至ったものです。

貴職におかれましては、貴会員に対し、同様の事故を防止するため同種巻上機について、下記をご対応いただくよう、周知をお願いします。

記

1. 対象とする巻上機

テーパのついた軸に対しナットの締め付けによりシーブを嵌合している構造の巻上機。

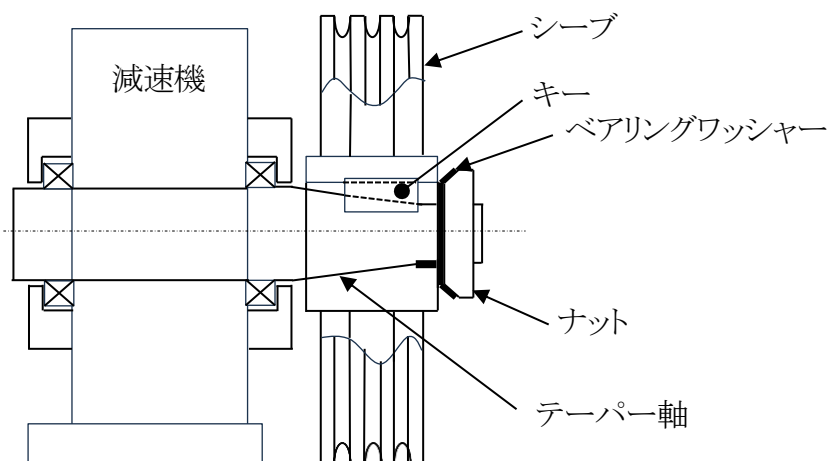


図 対象の巻上機の構造

2. シーブにガタつきが見られた際の対応

- ①保守点検業者は、シーブのガタつきがひどいことが確認され、かつ、軸のテーパー部に油漏れ又は金属摩耗粉が確認された場合、直ちにエレベーターの停止措置を行うこと。
- ②保守点検業者は、①に該当しないと判断できる場合、ナットの緩み及びベアリングワッシャーの状況を確認すること。
- ③保守点検業者は、ナットの緩みが確認できた場合又はベアリングワッシャーの破損が確認できた場合、応急処置としてナットの増し締めを行うこと。
- ④①及び③の場合、保守点検業者は、シーブ脱落による事故発生のおそれがあることを所有者・管理者に伝え、交換の必要性・緊急性を早急に説明すること。
- ⑤所有者・管理者は、保守点検業者から交換について説明された場合、早期交換を実施すること。なお、早期交換できない場合は停止措置を行うことも考慮すること。

3. シーブを交換する際の注意点

巻上機のテーパー軸、キー挿入部及びキーに摩耗、変形等がないか確認を行うこと。